

## 2 住所変更の手続き

平成18年2月20日から住所の表示が変わりますが、住所変更の手続きは原則として不要です。ただし中には必要となるものもありますので、皆さんの生活に関係が深いと思われるものを中心にお知らせします。住所変更の手続きに必要な「住所変更証明書」は、本庁・総合支所の市民課窓口で無料で発行します。

### 市役所関係

| 区分     | 項目                        | 手続きの要・不要など | 新市担当課              |
|--------|---------------------------|------------|--------------------|
| 住民登録   | 住民票                       | 不要         | 本庁：市民課<br>総合支所：市民課 |
|        | 戸籍や戸籍の附票                  | 不要         |                    |
|        | 印鑑登録証                     | 不要         |                    |
|        | 外国人登録証明書                  | 不要         |                    |
|        | 住民基本台帳カード                 | 要          |                    |
| 年金     | 国民年金手帳                    | 不要         | 本庁：市民課<br>総合支所：市民課 |
|        | 老齢福祉年金                    | 不要         |                    |
|        | 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金 | 不要         |                    |
|        | 農業者年金                     | 不要         | 各農業委員会事務局          |
| 国民健康保険 | 国民健康保険被保険者証               | 不要         | 本庁：市民課<br>総合支所：市民課 |
|        | 国民健康保険高齢受給者証              | 不要         |                    |
|        | 国民健康保険標準負担額減額認定証          | 不要         |                    |
|        | 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証    | 不要         |                    |
|        | 国民健康保険特定疾病療養受療証           | 不要         |                    |
| 老人保健医療 | 老人保健医療受給者証                | 不要         | 本庁：市民課<br>総合支所：市民課 |
|        | 老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証      | 不要         |                    |
|        | 老人保健特定疾病療養受療証             | 不要         |                    |

## (市役所関係続き)

| 区分    | 項 目                                    | 手続きの要・不要など |                                                                                       | 新市担当課                  |
|-------|----------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| バイク   | 原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識と交付証明書 | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。現在の標識は廃車まで使用できます。                                                    | 本庁：税務課<br>総合支所：総務課     |
| 税     | 法人市民税にかかる法人等の異動（変更）届出書                 | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     | 本庁：税務課<br>総合支所：総務課     |
|       | 市県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書             | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     |                        |
| 口座振替  | 税等の口座振替依頼書                             | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     | 本庁：納税課ほか<br>総合支所：総務課ほか |
|       | 口座振替支払請求書                              | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     | 本庁：会計課<br>総合支所：総務課     |
| 畜犬    | 犬の登録鑑札<br>狂犬病予防注射済票                    | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。合併前に交付された鑑札、注射済票はその有効期限まで使用できます。                                     | 本庁：健康管理課<br>総合支所：健康福祉課 |
| 介護保険  | 介護保険被保険者証                              | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。平成18年2月末日までは今までのものをそのまま使用してください。新しい被保険者証を郵送しますので、3月からは新しいものをお使いください。 | 本庁：高齢対策課<br>総合支所：健康福祉課 |
|       | 介護保険負担限度額認定証                           | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     |                        |
|       | 介護保険特定負担限度額減額認定証                       | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証                    | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 訪問介護利用者負担額減額認定証                        | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証                      | 不要         |                                                                                       |                        |
| 母子福祉  | 母子健康手帳                                 | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     | 本庁：健康管理課               |
|       | 妊婦健康診査受診票                              | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     | 総合支所：健康福祉課             |
| 児童福祉  | 児童扶養手当証書                               | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     | 本庁：社会福祉課               |
|       | 特別児童扶養手当証書                             | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                     | 総合支所：健康福祉課             |
| 障害者福祉 | 身体障害者居宅受給者証                            | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証は2月20日までに郵送します。                                               | 本庁：社会福祉課<br>総合支所：健康福祉課 |
|       | 身体障害者施設受給者証                            | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 知的障害者居宅受給者証                            | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 知的障害者施設受給者証                            | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 児童居宅受給者証                               | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に手続きを行います。                                                  |                        |
|       | 精神障害者通院医療費公費負担患者票                      | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 群馬県心身障害者扶養共済制度                         | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。変更の手続きを希望する人に対しては手続きを行います。                                           |                        |
|       | 身体障害者手帳                                | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。変更の手続きを希望する人に対しては手続きを行います。                                           |                        |
|       | 療育手帳                                   | 不要         |                                                                                       |                        |
|       | 精神障害者保健福祉手帳                            | 不要         |                                                                                       |                        |

## (市役所関係続き)

| 区分   | 項目                                                       | 手続きの要・不要など |                                                                                                          | 新市担当課                 |
|------|----------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 福祉医療 | 福祉医療費受給資格者証<br>(乳幼児福祉医療)<br>(母子・父子福祉医療)<br>(重度心身障害者福祉医療) | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。平成18年2月末日までは今までのものをそのまま使用してください。住所の表示が変わる地域の皆さんには新しい住所の資格者証を郵送しますので、3月からは新しいものをお使いください。 | 本庁：市民課<br>総合支所：市民課    |
| 上下水道 | 水道料・下水道使用料の口座振替依頼書                                       | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                                        | 本庁：水道課<br>総合支所：経済建設課  |
|      | 下水道受益者負担金                                                | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                                        | 本庁：下水道課<br>総合支所：経済建設課 |
| 教育等  | 市立保育所・幼稚園・学校への住所変更手続き                                    | 不要         | 渋川市立の学校等については、住所変更の手続きは必要ありません。私立・県立・国立の学校等については、各窓口にお問い合わせください。                                         | 各教育機関等                |
| その他  | 建設工事に係る競争入札参加資格者                                         | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                                        | 本庁：財政課                |
|      | 測量、建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格者                              | 不要         |                                                                                                          |                       |
|      | 購入及び物品の製造契約等に係る競争入札参加資格者                                 | 不要         |                                                                                                          |                       |

北橋総合支所では上下水道課が担当します。

## 県 関 係

| 区分  | 項目               | 手続きの要・不要など |                                                                                                                                                                           | 問い合わせ先                                               |
|-----|------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 旅券  | 旅券(パスポート)        | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの所持人記入欄の現住所等は、ご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。<br>・これから申請する人<br>旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した戸籍抄(謄)本は、合併前のものでも使用できます。 | 県パスポートセンター<br>(027-225-1201)                         |
| 自動車 | 自動車運転免許証         | 不要         | 住所変更の手続きを速やかに行う必要はありません。免許更新などにあわせて手続きを行ってください。この場合、住所変更の証明書等の提出は不要です。なお、更新等の機会を待たずに変更を希望する場合には、本籍・住所の変更手続きを行ってください。この場合も住所変更の証明書等の提出は不要です。                               | 県総合交通センター<br>(027-253-9300)<br>渋川交通安全協会<br>(22-1125) |
|     | 自動車保管場所証明書(車庫証明) | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、旧小野上村、旧子持村、旧赤城村及び旧北橋村の地域は、合併後も自動車保管場所証明書は必要ありません。                                                                                                     | 渋川警察署<br>(23-0110)                                   |
| その他 | 戦傷病者手帳           | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。                                                                              | 県庁国保援護課<br>(027-226-2678)                            |

## ( 県関係続き )

| 区分     | 項目                             | 手続きの要・不要など |                                                                                              | 問い合わせ先                  |
|--------|--------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 狩猟・銃砲  | 銃砲(刀剣類)所持許可証                   | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。                              | 渋川警察署<br>(23-0110)      |
|        | 猟銃用火薬類等譲受許可証                   | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 |                         |
|        | 狩猟免状                           | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。                              | 渋川環境森林事務所<br>(22-2763)  |
| 各種営業許可 | 医薬品販売業の許可                      | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。                              | 渋川保健福祉事務所<br>(22-4166)  |
|        | 古物営業許可証                        | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 | 渋川警察署<br>(23-0110)      |
|        | 食品の営業許可                        | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 | 渋川保健福祉事務所<br>(22-4166)  |
|        | 環境衛生営業許可(理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館等) | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する人に対しては手続きを行いますので、所定の変更届に変更内容を記入し、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをしてください。 |                         |
|        | 建設業者の許可                        | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                            | 県庁監理課<br>(027-226-3520) |
| 占用許可   | 道路占用許可                         | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                            | 渋川土木事務所                 |
|        | 河川占用許可                         | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                            | (22-4055)               |

## 国やその他の公共的機関

| 区分     | 項目                        | 手続きの要・不要など |                                                                    | 問い合わせ先                              |
|--------|---------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 自動車車検証 | 軽自動車(三輪・四輪)               | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きをしてください。 | 軽自動車検査協会<br>群馬事務所<br>(027-261-4621) |
|        | 普通自動車                     | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きをしてください。 |                                     |
|        | 二輪軽自動車<br>(125cc ~ 250cc) | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際には、新市で交付する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きをしてください。 | 関東運輸局群馬運輸支局<br>(027-263-4412)       |
|        | 二輪小型自動車<br>(250cc以上)      |            |                                                                    |                                     |

## (国やその他の公共機関続き)

| 区分   | 項目                                  | 手続きの要・不要など |                                                                                                                                                                     | 問い合わせ先                      |
|------|-------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 登記   | 不動産の所在(土地登記簿・建物登記簿)                 | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。                                                                                                                                 | 前橋地方法務局<br>(027-221-4466)   |
|      | 不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等の住所(土地登記簿・建物登記簿) | 不要         | ・6市町村の住所で登記されている人<br>住所変更の手続きは必要ありません。合併により住所の表示が変更となりますが、みなし規定により読み替えられます。なお、合併に伴う新しい住所表示に変更することを希望される方は、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをして登記することができます。登記の際の登録免許税はかかりません。 | 同渋川出張所<br>(22-0242)         |
|      | 会社等の本店、主たる事務所と役員の住所(商業登記簿、法人登記簿等)   | 不要         | ・6市町村に所在する会社、法人<br>本店、主たる事務所及び役員の住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で順次変更します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、新市で交付する住所変更の証明書等を添付して手続きをして登記することができます。登記の際の登録免許税はかかりません。            |                             |
| 健康保険 | 政府管掌健康保険                            | 要          | ・5町村内の事業所にお勤めの人<br>健康保険被保険者証の更新が必要となります。手続きについては、社会保険事務所から事業主に通知されます。                                                                                               | 群馬社会保険事務局<br>(027-254-3211) |
|      |                                     | 不要         | ・6市町村以外の事業所にお勤めの人<br>住所変更の手続きは必要ありません。保険証の住所は、個人で訂正してください。                                                                                                          | 渋川社会保険事務所<br>(22-1611)      |
| 恩給   | 恩給受給者住所                             | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                                                                                                   | 総務省人事恩給局<br>(03-5273-1400)  |
| 郵便   | 郵便貯金通帳                              | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。                                                                                                                                                   | 各郵便局                        |
|      | 簡易保険                                | 不要         |                                                                                                                                                                     |                             |
|      | キャッシュカード(郵便局)                       | 不要         |                                                                                                                                                                     |                             |

## そ の 他

| 項目           | 手続きの要・不要など |                    | 問い合わせ先                           |
|--------------|------------|--------------------|----------------------------------|
| 預金通帳、定期預金証書  |            | 各金融機関に確認してください。    | 各金融機関                            |
| クレジットカード     |            | 各クレジット会社に確認してください。 | 各クレジット会社                         |
| 有価証券、生命保険証書等 |            | 各会社窓口へ確認してください。    | 各規約等に定める窓口                       |
| 組合健康保険       |            | 各健康保険組合に確認してください。  | 各健康保険組合                          |
| 共済年金         |            | 各共済組合に確認してください。    | 各共済組合                            |
| 国民年金基金       | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 群馬県国民年金基金<br>(027-223-6776)      |
| 加入電話の契約      | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。  | NTT東日本群馬支店<br>(0120-682116)      |
| 電話帳記載の住所     | 不要         |                    |                                  |
| 電気使用契約       | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 東京電力群馬カスタマーセンター<br>(0120-995221) |
| NHK受信契約      | 不要         | 住所変更の手続きは必要ありません。  | NHK前橋放送局<br>(027-251-1711)       |